

～2024年問題に備える！～

働き方改革関連法の
ポイントと影響受講
無料

「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されておりますが、2023年4月より、中小企業も、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上へ引き上げられ、また2024年4月からは企業規模を問わず、物流業界の運送業や建設業（自動車運転業務）へも時間外労働の上限規制が適用されております。この問題について、これまでに施行された働き方改革関連法の振り返りやこれから適用される働き方改革関連法のポイントと影響、また働き方改革の進め方について解説するセミナーを以下の通り実施いたします。是非、この機会に皆様多数のご参加をお待ちしております。

【日時】 令和6年 8月 7日(水) 14:00～16:00

【会場】 だて歴史の杜カルチャーセンター2階視聴覚室(伊達市松ヶ枝町34番地1)

【対象】 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

【定員】 30名(定員になり次第締め切ります)

【申込】 必要事項をご記入いただき、FAX又はWEB予約にてお申込みください。

WEB予約:<https://forms.gle/SG5y8VDPvkA6yYRW8>

〈お問い合わせ先〉 伊達商工会議所 経営支援課 TEL0142-23-2222 (本件担当:大木)

【講師プロフィール】

株式会社LM&C 代表取締役
社会保険労務士みやこ ともこ
宮子 智子 氏

社会保険労務士、産業カウンセラー、1級ファイナンシャルプランニング技能士、東京都事業承継促進事業専門員。中小企業向けの労務管理・職場改善のコンサルティングを行い、25年超の現場経験にて、社会保険労務士400人以上在籍する「一般社団法人採用定着支援協会」に所属。また、全国各地の商工団体でのセミナー講師としても活躍中。

【主な講座内容】

◎既に、全産業に施行されている働き方改革関連法の確認

◎これから適用される働き方改革関連法のポイントと影響
・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ...
中小企業は2023年4月1日より施行。

(大企業は既に実施済み。)

・時間外労働の上限規制...

企業規模を問わず運送業者建設業[自動車運転業務]は2024年4月1日より施行。

(一部業種・業務を除いて、その他の大・中小企業は既に実施済み。)

◎働き方改革の進め方

8/7(水)開催 ～2024年問題に備える！～「働き方改革関連法のポイントと影響」受講申込書

伊達商工会議所 行 (FAX 0142-23-7115) 7月31日締め切り

令和 年 月 日

事業所名				TEL	
所在地				FAX	
受講者名		業種		E-mail	